

# 航路標識法が改正されました！

平成29年4月1日施行

「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により、港、湾、海峡、沿岸水域を航行する船舶の指標となるための施設であり、代表的なものとして、灯台、灯標などがあります。

今般の航路標識法の改正は、航路標識を設置しようとする場合の手続きを明確化するとともに、その手続きを一部簡素化することにより、海上保安庁以外の者による航路標識の設置を促進させ、船舶交通の安全の確保及び船舶の運航の能率を向上させるものです。

## POINT①

**航路標識の設置に関する許可基準が明確化されました。**



航路標識の設置の許可について、申請書の記載事項、許可の基準、許可の取消しや許可を受けた者の地位の承継等に関する規定を新たに決めました。

## POINT②

**航路標識の設置に関する届出制度が導入されました。**



灯光、音響又は電波以外の手段を用いる航路標識(立標、浮標、導標、橋梁標)については、届出で設置することができるようになりました。

また、航路標識の休止又は廃止する場合も、届出にて行うことができるようになりました。

**Q** 設置に関して、許可が必要な航路標識とは？

**A** 灯光、音響又は電波を手段とする航路標識を設置する場合には、海上保安庁長官の許可が必要となります。ただし、灯光を手段とする航路標識のうち、灯台や灯標などの一部の施設を設置する場合には、灯光の光度15カンデラ以上の施設が許可の対象となります。

**Q** 灯光の光度が15カンデラ未満である航路標識を設置する場合、何か手続きは必要ですか？

**A** 鉛直投影面積が2㎡以上の施設を設置する場合は、航路標識法の適用を受ける施設(立標、浮標等)となり、航路標識法に基づく届出が必要となります。  
仮に、鉛直投影面積が2㎡未満の施設は、航路標識法の適用を受けない施設(簡易標識※)となりますが、当該簡易標識を設置する場合は、設置連絡票を最寄りの海上保安部等に提出願います。

※簡易標識も航路標識です。設置の手続き等の詳細については、「航路標識の設置及び管理に関するガイドライン(第5章 航路標識法の適用を受けない施設の設置・管理)」をご覧ください。

**Q** 航路標識を設置する場合は、どこに問い合わせたらよいですか？

**A** 最寄りの海上保安(監)部へご相談ください。

その他、航路標識の設置等に関することは、海上保安庁ホームページに掲載の

**「航路標識の設置及び管理に関するガイドライン」**をご活用ください！

海上保安庁ホームページ [http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/000\\_kouro\\_guideline.pdf](http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/000_kouro_guideline.pdf)